

教 職 第 1 2 0 9 号

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

関係市町村教育委員会教育長 } 様
関係市町村立学校長 }

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

在外教育施設派遣職員の地域手当の支給割合について（通知）

在外教育施設派遣職員の地域手当について平成 2 4 年 4 月 1 日から支給対象外となったことは、平成 2 4 年 3 月 1 日付け教小第 6 5 5 号のとおりです。

そのため、在外教育施設に派遣される職員の地域手当の支給割合は、在外教育施設の在勤地に到着した日の翌日から、派遣が終了し在外教育施設の在勤地を出発する日の前日までの期間において 1 0 0 分の 0 となります。

つきましては、別紙を参考に該当者がいる所属については、「給与修正報告書 3」を作成の上、教育事務所を経由し、教育総務部教職員課給与管理担当へ提出していただきますようお願いいたします。

また、地域手当の支給停止の報告をしておらず、誤って支給されてしまう事例が発生しておりますので、報告漏れのないよう十分御確認願います。

担当：教職員課 給与制度担当

※お問い合わせは、管轄の教育事務所へお願いします。

○ 給与報告（確認）が必要となる職員

(1) 新たに在外教育施設に派遣される職員

（平成31年4月に日本を出発する職員等）

ア 記入例1を参考に、「給与修正報告書3」を作成してください。

イ 「在外教育施設の在勤地を出発する日の前日」については、実際に帰国日が決定するまで不確定であるため、現時点では辞令上の派遣期間の終期を、地域手当の支給割合が100分の0となる期間の終期として報告してください。

※ 派遣終了後、職員の帰国の際には、「在外教育施設の在勤地を出発した日の前日」をパスポートの出国日等で確認し、給与修正報告書3で改めて報告することとなります。（下記(3)参照）

(2) 派遣期間が延長となる職員

（派遣期間が平成31年3月31日までだったが、平成32年3月31日までに延長になった職員等）

ア 記入例2を参考に、「給与修正報告書3」を作成してください。

イ 「在外教育施設の在勤地を出発する日の前日」については、上記(1)イを参照してください。

(3) 派遣期間が終了し、帰国する職員

（派遣期間が平成31年3月31日までで、平成31年3月31日に帰国の途に就く職員等）

ア 記入例3を参考に、「給与修正報告書3」を作成してください。

イ 「在外教育施設の在勤地を出発した日の前日」をパスポートの出国日等で確認してください。

※ 給与報告は、「在外教育施設の在勤地を出発した日の前日」の所属校で行ってください。

(4) すでに派遣中であり、予定どおり平成31年度も引き続き派遣期間が継続する職員

給与報告は不要ですが、派遣の際提出した給与報告関係書類及び現在の給与支給明細等により、地域手当が支給されていないことを確認してください。

○ 上記(1)から(4)について、給与報告直後の給与支給明細書により、**地域手当が支給されていないこと（支給されていること）を必ず確認してください。**